

## お申し込みから入所まで

### ■ お申し込み

#### (1) ご利用者

要介護認定の結果、要介護 3 ～ 5 と認定された方が対象となります（要介護 1、2 の方は特例あり）。

施設入所中に要介護度が改善し要支援や自立と判定されたとき、または長期の入院治療が必要とされたときは退所となります。それ以外は、原則としてご利用者から退所のお申し出がない限り、施設サービスをご利用いただけます。



#### (2) 手続き

ご家族等、お申し込み手続きをされる方が「入所申込書」を記入してください。

この申込書と「介護支援専門員の意見書」、「介護保険証の写し」を併せてご提出願います。

「介護支援専門員の意見書」の作成は、在宅サービスをご利用の方は担当のケアマネージャー様へ、施設や病院へ入所（入院）中の方は、その施設等のケアマネージャー様へ依頼して下さい。

- ・ 社会福祉法人二王子会では、お申し込みにあたって、ご希望により、法人が経営する他の施設（二の丸、つきおかの里）への申請も一度の手続きで受け付けております。
- ・ お申し込みの有効期間は、介護認定の有効期間とさせていただきます。介護認定が更新された場合は、お手数でも新しい「介護保険証の写し」を提出して下さい。
- ・ 在宅サービスの担当ケアマネージャーがまだおられない方には、こちらでもお世話することができます。 → 居宅支援しろとり TEL 0254-43-7273

### ■ 入所順位の検討

#### (1) 判定基準

入所していただく順番については、必ずしもお申し込みの順番とはなりません。ご家庭での介護の困難さ、緊急度に応じて入所いただくよう判定の基準を設けています。

この基準の着眼点は次の3点があります。これは、介護の必要度に対して、家庭の介護力（在宅サービスもできるだけ使って）が不足している度合いを考慮させていただいたためのものです。

## 1 介護の必要度

最高 44 点

項 目		認知症による不適応行動			
		非常に多い	やや多い	少しあり	なし
要 介 護 度	5	44 点	42 点	40 点	37 点
	4	40 点	37 点	34 点	32 点
	3	35 点	32 点	29 点	26 点
	2	31 点	27 点	24 点	20 点
	1	26 点	22 点	18 点	15 点

要介護認定調査項目のうち「夜間不眠や昼夜逆転している」「1人で外に出たがり目が離せない」「火の始末や火元の管理ができない」「ろう便行為等の不潔行為がある」「異食行為がある」に「ある」または「ときどきある」が1つ以上。

「非常に多い」・・・毎日ある場合

「やや多い」・・・週に1～2回以上ある場合

「少しあり」・・・月に1～2回以上ある場合

## 2 在宅サービスの利用度

最高 20 点

項目\点数	20 点	18 点	16 点	14 点	12 点	8 点	0 点
在宅サービス 利用割合(%)	～80	～60	～50	～40	～30	～1	0

サービス利用表別表に基づく、支給限度額に対するサービス利用額の割合をいいます。

( 区分支給限度基準額単位数 / サービス利用単位数 × 100 )

算定期間は概ね3か月を標準とし、その平均により判断します。

算定の対象となるサービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与

申込者が現在、他の医療機関や施設に入院・入所されている場合  
 入院・入所される前と現在の状況を勘案し、退院・退所後に想定される利用状況で判断しま  
 す。  
 ただし 12 点が限度となります。

### 3 主たる介護者・家族の状況

最高 6 点×6 項目=36 点

項目\点数		6 点	4 点	2 点	0 点
①	主たる介護者の年齢	75 歳以上	65 歳以上	65 歳未満	-
②	介護者の障害・疾病	介護は困難	多少は介護	介護は可能	なし
③	介護者の就労	8 時間以上	4～8 時間	4 時間未満	なし
	高齢で就労不能	75 歳以上	65 歳以上	-	-
④	介護者が育児、看病	常時	半日	臨時	なし
⑤	他の同居介護者	なし	随時あり	常時あり	-
⑥	別居血縁者の協力	なし	随時あり	常時あり	-

申込者がひとり暮らしの場合、上記に関わらず①から⑤まで各 6 点（計 30 点）としま  
 す。

高齢者のみの世帯、および要介護者と介護者の二人だけの世帯については、④について 6  
 点とします。

認知症の方で、主たる介護者に 介護への抵抗、攻撃的言動、被害妄想的言動 の行動・心理  
 症状で、在宅継続が困難な状況にある場合は、勘案すべき事情として頻度により 6 点まで  
 配点します。ただし合計の 36 点を超えることはありません。

介護の必要度が高いのに一人暮らしなどで介護する人がだれもいないというような状況に  
 ある方は、もちろん最優先されます。また、家庭の介護力については、主たる介護者の高齢  
 化、障害、疾病、就労、他の家族の育児、看病などの状況を数値化して反映いたします。い  
 わゆる、老老介護、認認介護、シングル介護などでの困難さを重視する仕組みになっていま  
 す。（シングル介護については、とっさかでは平成 21 年 6 月から重視する観点に取り入  
 れ、判定基準を改めました。）

#### (2) 入所検討委員会

判定基準によって入所の緊急度を公平に点数化した上で、さらに個別の事情を考慮する検  
 討委員会を開催し、次のような点について審議して順位を決定します。

- ・ 家族の状況に関わらず、在宅介護では要介護者の生命や健康に重大な支障が懸念される切迫した事情。
- ・ 一人の介護者が複数の要介護者を介護しているような事情
- ・ その他、判定基準には表れない困難な事情（介護支援専門員様の意見書「特記事項」など）

入所検討委員会は、とっさかでは施設の専門職と外部委員を加え、原則として3ヶ月ごと（3月、6月、9月、12月）に開催しています。判定基準により上位50人程度の点数にある方、および特に緊急性を勘案すべき事情のある方について検討を行います。

判定順位については、お問い合わせにお答えします。ただ、次回の検討までにより緊急度の高いお申込者があった場合などは、順番が繰り下がることがありますのでご承知おき下さい。



## ■ 入所まで

### (1) 介護度や家庭状況の変化の連絡

先にお申し込みいただいた状況に変化があった場合は、必ずとっさかへご連絡下さい。ご連絡がないと古い情報のまま判定してしまい、現在の困難度を正しく反映できません。ご協力をお願いいたします。必要によっては「介護支援専門員の意見書」等を改めて提出していただく場合があります。

#### 【状況変化の例】

- ・ ご本人の介護度が変化し、区分変更申請によって新しい介護度が判定された。
- ・ 主として介護されていた方の健康状態、就労状況などに変化があった。
- ・ ご本人が在宅から施設、病院などへ入所、入院された。また、逆に退所、退院され在宅にもどられた。
- ・ 在宅サービスの利用状況が変わった。

### (2) 入所が近づいた場合のご案内

入所順位が4番以内となった方には、とっさかからご案内を申し上げます。この方々については、検討委員会での順番の見直しは行いません。入所に向けてのご準備をお願いします。

さらに進んで、とっさかに欠員が生じ、いつでも入所いただける状況になりましたら、最終的なご連絡を申し上げます。日取りについてご相談させていただき、施設入所となります。

## ■ お問い合わせ・ご相談

施設入所に関しては、ご担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）様へお問い合わせいただくか、直接当方へご相談やご質問いただいてもけっこうです。また、施設見学も受け付けておりますのでお気軽にお問い合わせ下さい。

介護老人福祉施設 特別養護老人ホームとっさか

〒 959-2656 胎内市西本町 11 番 27 号

TEL 0254-44-8588 FAX 0254-44-8894

担当 生活相談員 片野

